第２回北海道人権施策推進懇談会　次第

議　事

１　北海道人権施策推進基本方針（第３次改定）骨子案について

２　その他

〔配付資料〕

・資料１　　第１回北海道人権施策推進懇談会における御意見（要旨）

・資料２　　北海道人権施策推進基本方針（第３次改定）骨子（案）の概要及び骨子（案）

・資料３　　北海道人権施策推進基本方針（第３次改定）骨子（案）新旧対照表

・資料４　　第２回北海道人権施策推進懇談会意見書

資料１

第１回北海道人権施策推進懇談会における御意見（要旨）

No.	発言者	要旨	対応方向(案)
1	新堀　氏	（社労士として）労働相談を受けており、相談の中には、ハラスメントという切り口が非常に多く、企業におけるその他の企業に対するものも非常に大きな問題だと思うので、目に訴えるような形で出していただければと思う。	第３章１（４）「企業等」の記述拡充を検討する。
2	中谷　氏	性的マイノリティ全体に係る部分として、SNS、日常生活での差別的な発言が多い状況である。 民間では性的マイノリティ当事者に向けたLINE相談を構えているが、行政の当事者支援のひとつとして相談窓口があると人権侵害の状況が把握でき、性的マイノリティ当事者への支援につながるのではと感じている。	今後の施策検討の参考意見とするとともに、民間の取組については、第２章「10 性的マイノリティ」の記述拡充を検討する。
3	中谷　氏	SOGIハラ（性的指向や性自認に基づくハラスメント）が横行しているが、結婚していない人に対して同性愛者か？とからかいが見受けられたりするため、SOGIに基づくハラスメント防止について明記されているとよい。	第３章１（３）「地域社会」及び（４）「企業等」の記述拡充を検討する。
4	中谷　氏	パートナーシップ制度について、道は現在導入されていないが、道内の町や村で導入するには時間がかかる。 道内どこに住んでいてもパートナーシップ制度が使えるように基本方針の中に盛り込んでいただければと思う。	今後の施策検討の参考意見とする。
5	中谷　氏	SNSでヘイトスピーチが横行しており、マイノリティを排除するようなプレッシャーが強く当事者らへ向けられていることから、ヘイトスピーチを許さないであるとか、ヘイトスピーチがあった際に道としてどんな対応を取るのか盛り込んでいただければと思う。	第２章「11 インターネットによる人権侵害」の記載拡充を検討する。
6	中谷　氏	インターセクショナリティについて、例えば、性的マイノリティであり女性、性的マイノリティであり障がい者など、ダブルマイノリティ、トリプルマイノリティになると周縁的な存在となってしまう視点と共に、当事者への抑圧や孤立が強まるという側面を盛り込んでいただければと思う。	第３章２（４）「相談・支援体制の充実」の記述拡充のほか、すべての分野に関連する観点として、第２章の冒頭部分での記載を検討する。
7	伊藤　氏	教育、普及啓発は重要であるが、今まさに困難な状況にある方を積極的に救済していくことを盛り込んでいく必要があると思う。	今後の施策検討の参考意見とする。
8	斉川　氏	前回見直し時において、パートナーシップ制度を導入している道内の自治体は、札幌市のみだったが、今現在約40自治体であり、最近の記事を検索すると、（性的マイノリティへの支援として）道では８月から道営住宅への入居を可能としたところであるので、そういった内容も記載されるのではと期待している。	第２章「10 性的マイノリティ」の記述拡充を検討する。

資料１

第１回北海道人権施策推進懇談会における御意見（要旨）

No.	発言者	要旨	対応方向(案)
9	斉川　氏	ヘイトスピーチやインターネットによる人権侵害に関し、生成 AI が進化して、画像映像含めてフェイクがあり、真贋定まらない状況について、これは大変なんだという視点を盛り込んではどうか。	第２章「11 インターネットによる人権侵害」の記述拡充を検討する。
10	斉川　氏	今回の参議院議員選挙において、生活保護で外国人が優遇されているんじゃないかという議論があった。 生活保護受給者へのバッシングは今回の選挙戦ではあまり触れられなかったが、ネットの世界では「優遇されている」という論調が広がっている。第 2 章の「その他」などのどこかの項目に「経済弱者」という視点を盛り込んではどうか。	第２章「６ 外国人」の記述拡充を検討するとともに「経済弱者」については原案作成に当たっての視点として参考とする。
11	田端　氏	第２章「９ 犯罪をした人等」について、国の計画の柱立てでは、「刑を終えて出所した人及びその家族」となっている。犯罪をした人とその家族には別のカテゴリー（人権侵害）があるので、「等」でくくってしまうより「家族」と明記した方がよいのではないかと思う。	第２章「９ 犯罪をした人等」の表記の変更について検討する。

資料２

北海道人権施策推進基本方針（第３次改定）骨子（案）の概要

基本方針の見直しに当たっては、次の考え方を踏まえるものとする。

◇　「第１章　基本的な考え方」について

○　平成 15 年３月に策定した基本方針（以下「第１次」という。）及び令和３年７月に改定した基本方針（以下「第２次」という。）や国の基本計画（第二次 R7.6 改定）を踏まえ、構成は現行どおりとする。

○　前回改定後の人権に係る法改正等の状況や人権を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえるとともに、国の基本計画を勘案し本文を整理する。

◇　「第２章　分野別施策の推進」について

○　これまで重点的に取組を進めてきた 12 分野については、依然として偏見や差別などの人権侵害が存在している状況であることのほか国の基本計画の構成を踏まえ、引き続き重点的に取り組む分野とする。

○　前回改定後の人権に係る法改正等の状況や人権を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえるとともに、国の基本計画や北海道人権施策推進基本方針（以下「基本方針」という。）に準拠して策定している各部局の個別計画との整合を図りながら本文を整理する。

○　「２　子ども」及び文中に記載されている「子ども」については、こども基本法や同法に基づく北海道こども計画等の表記との整合を図るため、「こども」に修正する。ただし、運動名など固有名詞で「子ども」を使用している場合は、従来どおりとする。

○　「３　高齢者」、「４　障がいのある人」については、北海道ケアラー支援推進計画に関する記載を追記する。

○　「６　外国人」については、(2)に現状の取組に関する記載を追記する。

○　「９　犯罪をした人等」については、犯罪をした人の家族への人権侵害が存在している旨を項目名で明らかにするため、「９　犯罪をした人等及びその家族」に修正する。

○　「12　その他」については、様々な人権課題があることを明確にするため、「12　様々な人権課題」に修正する。

○　各分野における施策の展開方向について、個別計画との整合性に配慮する。

◇　「第３章　人権施策の総合的・効果的な推進」について

○　第１次及び第２次の基本方針や国の基本計画（第二次 R7.6 改定）を踏まえ、構成は現行どおりとする。

○　前回改定後の人権に係る法改正等の状況や人権を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえるとともに、国の基本計画の見直し状況や各部局の個別計画との整合を図りながら本文を整理する。

北海道人権施策推進基本方針（第３次改定）骨子（案）

第１章　基本的な考え方

１　基本方針策定の背景

（１）基本方針策定の趣旨

・　平成 12 年（2000 年）12月「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
・　平成 15 年（2003 年）３月「北海道人権施策推進基本方針」策定
・　令和　３年（2021 年）７月「北海道人権施策推進基本方針（第２次改定）」
・　令和　８年（2026 年）３月「北海道人権施策推進基本方針（第３次改定）」
　前回改定後の人権に係る法改正の状況やSNS利用の普及による誹謗中傷等の人権侵害が各分野に渡って問題化しているなどの社会情勢の変化のほか、国の基本計画（第二次 R7.6 改定）を踏まえ改定

（２）国際的な潮流

・　昭和 23 年（1948 年）「世界人権宣言」採択（第３回国連総会）
　以降、宣言の精神を実現するため「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約など人権保障条約が採択
・　平成　５年（1993 年）「世界人権会議」開催
　国連が今後進める課題として、女性、子どもなど社会的弱者に対する人権対策の強化などを合意
・　平成　７年（1995 年）「人権教育のための国連 10 年」行動計画を提起
・　平成 17 年（2005 年）「人権教育のための世界計画」人権教育プログラムの実施を促進
・　平成 27 年（2015 年）「持続可能な開発目標（SDGｓ）」採択
　「ジェンダー平等を実現しよう」、「人や国の不平等をなくそう」といった、人権に関わる目標も設定
・　令和　２年（2020 年）「『ビジネスと人権』に関する行動計画」策定
・　令和　４年（2022 年）「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」策定

（３）国内における取組

・　基本的人権の尊重を理念とする日本国憲法の下、我が国の人権教育・啓発施策は、平成14年に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」に沿って推進
・　令和７年６月、人権をめぐる社会情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、第二次基本計画を策定

（４）北海道における取組

・　平成 15 年３月、北海道人権施策推進基本方針を策定、令和３年７月改定(第２次)
・　平成 16 年（2004 年）に知事を本部長とする「北海道人権施策推進本部」を設置し、施策を総合的かつ効果的に推進

２　人権施策の基本理念

女性等に対する暴力や虐待、アイヌの人たち等様々な分野における人権侵害の発生や新たな人権問題などの課題を解決し、道民一人一人が互いの個性や人格、多様性を尊重しながら、助け合い、支え合って暮らしていくことができる地域社会を実現するため、次の３つの視点に基づき、人権に関わる取組を総合的に推進

① 人権を基本に据えた道政の推進
② 道の施策への反映と市町村等との連携
③ あらゆる場における人権教育・啓発の推進

3 基本方針の性格

今後の道政における人権施策の基本的な考え方を示し、人権施策の効果的かつ効率的な実現を図るとともに、様々な主体の参画と協働の下に、人権施策の推進を図るためのもの。

また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第５条に基づき、本道の今後の人権施策の基本的な方向を明らかにし、地方公共団体の責務を表すものであるとともに、ＳＤＧｓの趣旨に対応するもの。今後、基本方針の趣旨を市町村に周知し、各種施策の取組を期待

第２章 分野別施策の推進

・ 道が重点的に取り組むべき 12 分野の人権課題における施策の展開方向などを記載

1 女性

（1）男女平等参画の広報・啓発活動の充実
- 「働き方改革」推進などの男女平等参画の理念等に関するわかりやすい広報・啓発

（2）男女平等の視点に立った教育・啓発の推進
- 固定的な性別役割分担意識にとらわれない個の尊重と男女平等意識の醸成
- 児童生徒の発達段階に応じた個人の尊厳と男女平等に関する教育
- 社会教育関係者に対する研修等による人権尊重意識の高揚

（3）男女が共に活躍できる環境づくり
- 女性の活躍を推進する官民連携ネットワークの構築による気運の醸成
- 地方自治体の政策や企業等の経営における方針決定の場への女性参画
- 長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進など「働き方改革」の推進
- ワーク・ライフ・バランスのための職場環境の整備、地域における育児等の支援体制の充実

（4）男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶
- 性犯罪・性暴力やDV等の被害の防止や被害者支援、相談体制の充実

2 こども

（1）子育てしやすい環境づくりの推進
- 不安や悩み等に対する相談指導等を行う地域子育て支援拠点の活用を広めるための周知
- 地域の子育て支援活動の展開などによる子育てしやすい環境づくり
- 子育てと仕事を両立しやすい雇用環境の整備など子育ての負担軽減に向けた取組

（2）こどもの権利を尊重する教育や啓発の推進
- 人権教育を推進するための研修の実施など、人権に配慮し個性を尊重する教育の充実
- いじめや不登校の防止や早期発見、学校における相談体制の充実などの体制強化
- 児童生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する主体的な活動

（3）児童虐待防止対策の充実
- 児童に対する相談窓口等の周知、一般道民等への啓発活動や市町村ネットワークの構築
- 要保護児童対策地域協議会への参画、関係者向けの研修など地域における見守り等の充実
- 児童福祉に精通した人材の確保・育成など児童相談所の機能強化

（4）健全育成のための環境づくりの推進
- 有害な社会環境の浄化を図る啓発活動やこどもの非行防止・立ち直りの支援体制の整備

・　情報化社会進展に伴う各種情報の誤った活用によるトラブルを未然に防止するための情報モラル教育

（５）こどもの犯罪被害防止

・　「子どもの安全を見守る運動」の推進など地域社会全体でのこどもの安全・安心の確保
・　児童買春や児童ポルノ等の犯罪を未然に防止するための教育、啓発

（６）社会的養育を必要とするこどもへの支援の拡充

・　児童養護施設等における意見聴取等の機会の確保による、児童相談所が対応したこどもの権利の擁護

（７）こどもの貧困対策

・　「相談支援」を充実し、関係機関の共通認識の下、こどもの視点に立った教育、生活の安定等の支援
・　ひとり親家庭等の自立に向けた生活面や就労面などの総合的な支援の充実

３　高齢者

（１）高齢者の人権を尊重する啓発、相談体制の充実

・　高齢者が敬愛され、生涯現役で生きがいを持って生活できる長寿社会の啓発
・　高齢者に対する尊敬、感謝の心を育む教育・啓発、介護・福祉体験や高齢者との交流
・　介護サービスに関する苦情などを身近な地域において相談できる体制の充実

（２）高齢者の権利擁護

・　高齢者の尊厳についての理解促進、相談機能の強化などを通じた高齢者虐待の防止
・　認知症高齢者の自立支援、成年後見制度の活用促進など高齢者の権利擁護
・　悪質商法や特殊詐欺に関する情報提供や相談対応などによる消費者被害等の防止

（３）アクティブシニアの活躍支援

・　就業支援や再就職に向けた職業能力の開発などによる高齢者雇用に係る機運の醸成
・　生涯学習や文化・スポーツ活動の推進、バリアフリーの推進を通じた社会参加の促進

（４）高齢者の生活支援サービスの充実

・　高齢者が地域で自立した生活をしていくための在宅医療の充実、介護との連携強化
・　高齢者の自立支援と重度化防止に向けた個別支援やサービス提供体制の整備
・　虐待や孤立死など、複雑化・深刻化する地域福祉の諸課題への分野横断的な対応

（５）介護サービスの充実

・　在宅生活を支える介護サービス提供の基盤づくり、人材の確保や現場の業務改善
・　ケアマネジャーに対する支援、職員研修の実施などによる介護サービスの質の確保・向上

（６）認知症高齢者施策の推進

・　早期発見等の医療対策や正しい知識の普及、認知症ケアの質の向上など本人・家族への支援体制の構築

（７）ケアラー支援の推進

・　ケアラーの年齢や立場、家庭環境などに応じた適切な支援

４　障がいのある人

（１）差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

・　差別的取扱い禁止や合理的配慮の提供などに関する普及啓発
・　虐待の予防や擁護者に対する支援、相談体制の充実、成年後見制度の活用促進などによる権利の擁護

（２）ノーマライゼーション理念の普及と教育・交流機会の拡大

・　障がいのある人の活動機会の増加、意思疎通手段の確保などの環境整備
・　障がいのあるこどもとないこどもが共に育つ環境の整備や福祉に関する学習機会の充実

（３）雇用・就業対策の推進

・　障がいのある人の意欲や特性に応じた就労機会の拡大や職場定着の促進

（４）生活支援の推進
- 身近な地域で日常生活を営む体制の整備、障がい福祉・医療を支える人材の養成・確保
- 保健サービス等の提供体制の充実、障がいの原因となる疾病予防など
- 精神障がいのある人の地域生活への移行と定着の促進
- 難病の特性に応じた福祉サービスの提供などによる精神的負担の軽減

（５）特別支援教育の充実
- 特別な支援を必要とするこどもの教育ニーズに応じた指導や支援の充実

（６）福祉のまちづくりの推進
- 公共的施設等のバリアフリー化や「心のバリアフリー」の推進による福祉環境の整備

（７）ケアラー支援の推進
- ケアラーの年齢や立場、家庭環境などに応じた適切な支援

５　アイヌの人たち

（１）アイヌ文化の振興とアイヌの人たちに対する理解の促進
- 国と連携したアイヌ文化の伝承者等の養成促進やウポポイ等の活用によるアイヌの伝統文化の保存、振興
- こどもたちが歴史・文化等を正しく理解するための教員等への研修、実践事例の提供
- 市町村教育委員会が作成する小学校向け副読本の内容の充実に向けた支援

（２）アイヌの人たちの生活の安定と産業の振興
- アイヌの人たちの自主的な活動の促進と社会的、経済的な地位の向上
- アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会の実現

６　外国人

（１）国際理解の促進と共生意識の醸成
- 国際社会に対する認識を深め、異なる価値観を理解し、人権を守り尊重する啓発
- ヘイトスピーチは許されないという認識を広める啓発

（２）学校における国際理解教育や多文化教育の推進
- 異なる文化や外国人との触れ合いを深める体験交流機会の拡充
- 海外の高校生等との意見交換など異なる文化の理解を深める機会の充実
- 留学経験者による体験講話や留学相談など高校生の海外留学の支援
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒への適切な指導のための取組の支援
- グローバル化に対応した人材育成の推進に向けた教員の英語力・指導力の向上

（３）外国人が住みやすい地域づくり
- 情報の提供、相談体制の強化、日本語学習機会の拡充など生活環境の充実
- 住民との交流機会の拡大、各種行政施策への外国人の意見・ニーズの反映

（４）外国人が働きやすい就業環境づくり
- 労働条件や就業環境の適正化に向けた事業者に対する周知・啓発、人材確保の取組支援

７　ＨＩＶ・ハンセン病等の感染者等

（１）教育・啓発活動の推進
- ＨＩＶ感染者やハンセン病患者等への差別や偏見を解消するための啓発
- ＨＩＶ感染症に関する互いの健康や権利の尊重など総合的な視点からの啓発
- 新型コロナウイルス感染症等のその他の感染症に関する正しい情報に基づく冷静な思いやりのある行動の啓発

（２）患者等の人権に配慮した相談体制等の整備
- 患者等のプライバシーの保護を図るための研修や医療機関に対する適切な指導
- 身近な保健所等におけるＨＩＶ感染の匿名検査や相談対応、利用しやすい体制の整備

（３）自立・社会参加への支援

・　ＨＩＶ感染者／エイズ患者が安心して医療を受けられる体制整備や心理的支援
・　ハンセン病療養所の入所者やその家族が安心して生活できるよう支援

8　犯罪被害者等

（1）犯罪被害者等への支援の推進
・　損害賠償請求制度や各種経済的支援制度の周知、生活支援策に係る情報提供
・　精神的・身体的被害に対する保健・医療・福祉サービスの充実

（2）相談・支援体制の充実
・　犯罪被害者等支援のための相談機能の向上、支援に関する各種情報の周知
・　犯罪被害者等のニーズに応じた支援が一元的に提供されるワンストップサービスの体制整備

（3）教育・啓発活動の推進
・　犯罪被害者等への配慮の重要性やいのちの大切さなどの啓発の充実
・　中高生を対象とした講演会の開催など、犯罪被害者等への配慮や協力意識のかん養

9　犯罪をした人等及びその家族

（1）犯罪をした人等及びその家族の社会復帰に向けた支援の促進
・　犯罪をした人等及びその家族の就労や住居の確保、円滑な保健医療サービスの利用などの支援

（2）広報・啓発活動の推進
・　再犯防止施策、民間協力者による再犯防止活動等の認知を高める啓発

10　性的マイノリティ

（1）性の多様性に関する理解の促進
・　地域社会や職場における人権教育・啓発、当事者が暮らしやすい環境づくりの促進

（2）教育現場における取組の推進
・　配慮が必要な児童生徒に対する適切な対応・支援のための教職員向け研修等の充実
・　児童生徒への人権教育の推進、当該児童生徒が安心して学校生活を送るための支援の充実
・　男女平等参画の推進や教育の場における個人の性的指向、性自認の多様性への適切な配慮

（3）情報提供等の充実
・　相談窓口などのわかりやすい情報発信、市町村に対する道外自治体の施策等の情報提供

11　インターネットによる人権侵害

（1）人権意識を持ったインターネット利用の啓発活動の推進
・　ルールやマナーを守り、人権を侵害する情報をインターネット上に掲載しないよう啓発

（2）情報モラルに関する教育の充実
・　児童生徒に対する情報モラル教育の充実、保護者への啓発
・　ネット上のいじめなどから児童生徒を守るための指導や体制の整備
・　情報の収集・発信における責任や個人情報の取扱いなどについての教職員研修の充実

（3）安全安心なインターネット利用の促進
・　ネット上の人権侵害やトラブルから児童生徒を守る取組の推進
・　家庭内でのインターネット利用のルールづくりを行う重要性の啓発
・　相談窓口などの情報発信、人権を侵害する書き込みなどの相談があった場合の適切な対応

12　様々な人権課題

（１）同和問題
（２）北朝鮮による拉致問題
（３）災害に伴う人権問題
（４）ホームレス
（５）知る権利とプライバシーの保護
（６）良好で快適な環境の恵みの享受

第３章　人権施策の総合的・効果的な推進

１　あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

（１）家庭
- 家庭の構成員が人権教育を容易に受けることができる環境づくり
- 子育てや家事、介護等について、男女が共に協力して当たる意識づくり
- ひとり親世帯が抱える悩みに寄り添う相談体制の充実

（２）学校
- 「考え、議論する道徳」の充実、幼少期の段階からの様々な体験学習の機会の充実
- コミュニティスクールの導入や地域の特色を生かしたこどもの活動拠点づくり
- いじめの未然防止と早期発見・早期対応、児童生徒の情報モラルの向上
- 教職員の資質や指導力の向上を図る研修の推進や自己研鑽への支援

（３）地域社会
- 人権教育指導者の人権教育への意欲、指導技術の向上
- 地域活動のあらゆる場を活用した生涯学習の観点からの各世代に応じた人権教育・啓発

（４）企業等
- 企業における自主的、計画的な人権教育・啓発に対する支援
- 事業主として取り組むべき措置の周知やハラスメントに関する啓発など労働環境の向上

（５）特定職業従事者に対する取組
- 人権に関わりの深い職業に従事する行政職員や教職員・社会教育関係職員、警察職員、消防職員、医療・保健・福祉関係者、マスメディアに対する人権教育・啓発の充実

２　効果的な人権教育・啓発の推進

（１）効果的な啓発手法の開発
- 年齢層に沿ったテーマや教材の活用、知識にとどまらない実践的な手法の研究・開発
- オンラインによる講演会の開催など、より参加しやすい啓発活動

（２）人材の育成と活用
- 人権擁護委員や市町村等との連携による人権教育・啓発の担い手の育成など

（３）情報提供の充実強化
- ＳＮＳ等の活用、民間企業との連携など、受け手の意識や感性に訴える啓発
- マスメディアの有効活用

（４）相談・支援体制の充実
- 相談窓口の情報提供など活動内容の周知
- 相談機関相互の連携強化による相談窓口の活用と関係職員や相談員の資質向上
- ＳＮＳを活用した対応など相談しやすい環境づくりや効果的な支援体制の充実
- 様々な人権問題に関する効果的な情報収集・提供、啓発のあり方の検討

３　推進体制の整備

（１）道の推進体制

・　知事を本部長とする「北海道人権施策推進本部」による総合的で効果的な人権施策の推進

（２）国、市町村、民間団体等との連携

・　国、市町村、民間団体等との協力・連携による人権に配慮した取組の積極的な展開

・　人権問題の解決を目指す民間団体との情報交換などを通じた人権啓発活動の効果的な推進

（３）基本方針・施策の点検と見直し

・　人権施策について推進状況の定期的な点検

・　基本方針について５年を目安に必要な見直し

資料３

北海道人権施策推進基本方針（第３次改定）　骨子（案）　新旧対照表

新（第３次　骨子案）	旧（第２次）	修正理由等
第１章　基本的な考え方 **１　基本方針策定の背景** **（１）基本方針策定の趣旨** ・　平成 12 年（2000 年）12 月 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 ・　平成 15 年（2003 年）　3 月 「北海道人権施策推進基本方針」策定 ・　令和　3 年（2021 年）　7 月 「北海道人権施策推進基本方針（第２次改定）」 ・　令和 8 年（2026 年）　３月 「北海道人権施策推進基本方針（第３次改定）」 ・　前回改定後の人権に係る法改正の状況や SNS 利用の普及による誹謗中傷等の人権侵害が各分野に渡って問題化しているなどの社会情勢等を踏まえるとともに、国の基本計画（第二次 R7.6 改定）を踏まえ改定 **（２）国際的な潮流** ・　昭和 23 年（1948 年） 「世界人権宣言」採択（第 3 回国連総会） 以降、宣言の精神を実現するため「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約など人権保障条約が採択 ・　平成５年（1993 年） 「世界人権会議」開催 国連が今後進める課題として、女性、子どもなど社会的弱者に対する人権対策の強化などを合意 ・　平成７年（1995 年） 「人権教育のための国連 10 年」行動計画を提起	**第１章　基本的な考え方** **１　基本方針策定の背景** **（１）基本方針策定の趣旨** ・　平成 12 年（2000 年）12 月 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 ・　平成 15 年（2003 年）　3 月 「北海道人権施策推進基本方針」策定 ・　令和　3 年（2021 年）　7 月 「北海道人権施策推進基本方針」改定 ・　追記 ・　国際社会や国の取組により、それぞれの分野における法制度や施策には大きな進展が見られるが、依然として様々な分野において人権侵害が問題となっていることや、インターネットによる人権侵害など人権を取り巻く状況は大きく変化していることを踏まえ、改定 **（２）国際的な潮流** ・　昭和 23 年（1948 年） 「世界人権宣言」採択（第 3 回国連総会） 以降、宣言の精神を実現するため「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約など人権保障条約が採択 ・　平成　5 年（1993 年） 「世界人権会議」開催 国連が今後進める課題として、女性、子どもなど社会的弱者に対する人権対策の強化などを合意 ・　平成　7 年（1995 年） 「人権教育のための国連 10 年」行動計画を提起	・前回と今回の改定を追記 ・今回の改定内容で整理

資料３

新（第３次　骨子案）	旧（第２次）	修正理由等
・　平成 17 年（2005 年） 「人権教育のための世界計画」人権教育プログラムの実施を促進 ・　平成 27 年（2015 年） 「持続可能な開発目標（SDGｓ）」採択 「ジェンダー平等を実現しよう」、「人や国の不平等をなくそう」といった、人権に関わる目標も設定	・　平成 17 年（2005 年） 「人権教育のための世界計画」人権教育プログラムの実施を促進 ・　平成 27 年（2015 年） 「持続可能な開発目標（SDGｓ）」採択 「ジェンダー平等を実現しよう」、「人や国の不平等をなくそう」といった、人権に関わる目標も設定	
・　令和　２年（2020 年） 「『ビジネスと人権』に関する行動計画」が策定	・追記	・国計画の記載に合わせ追記
・　令和　４年（2022 年） 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定	・追記	・同上
（３）国内における取組	**（３）国内における取組**	
・　基本的人権の尊重を理念とする日本国憲法の下、我が国の人権教育・啓発施策は、平成 14 年に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」に沿って推進	・　基本的人権の尊重を理念とする日本国憲法の下、人権に係る法律や諸規定の整備、人権擁護関連の施策を推進	・同上
・　令和７年６月、人権をめぐる社会情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、第二次基本計画を策定	・　「国際人権規約」をはじめとする関連条約を批准し、国際社会が協力して進めるべき課題として各般の施策に取り組んでいるところ。	・国計画の改定を追記
（４）北海道における取組	**（４）北海道における取組**	
・　平成 15 年３月、北海道人権施策推進基本方針を策定、令和３年７月改定（第２次）	・追記	・基本方針改定の経過を追記
・　平成 16 年（2004 年）に知事を本部長とする「北海道人権施策推進本部」を設置し、施策を総合的かつ効果的に推進	・　上記（１）に記載の基本方針による取組のほか、平成 16 年（2004 年）に知事を本部長とする「北海道人権施策推進本部」を設置し、施策を総合的かつ効果的に推進	
・　削除	・　国内の取組などを踏まえ個別分野における計画を策定し、人権施策を推進	・個別分野における計画策定は第２章で記載するため削除

資料３

新（第３次　骨子案）	旧（第２次）	修正理由等
２　人権施策の基本理念 女性等に対する暴力や虐待、アイヌの人たち等様々な分野における人権侵害の発生や新たな人権問題などの課題を解決し、道民一人一人が互いの個性や人格、多様性を尊重しながら、助け合い、支え合って暮らしていくことができる地域社会を実現するため、次の３つの視点に基づき、人権に関わる取組を総合的に推進 ①　人権を基本に据えた道政の推進 ②　道の施策への反映と市町村等との連携 ③　あらゆる場における人権教育・啓発の推進	**２　人権施策の基本理念** 女性等に対する暴力や虐待、アイヌの人たち等様々な分野における人権侵害の発生や新たな人権問題などの課題を解決し、道民一人一人が互いの個性や人格、多様性を尊重しながら、助け合い、支え合って暮らしていくことができる地域社会を実現するため、次の３つの視点に基づき、人権に関わる取組を総合的に推進 ①　人権を基本に据えた道政の推進 ②　道の施策への反映と市町村等との連携 ③　あらゆる場における人権教育・啓発の推進	・前回から継続している課題や新たな問題などを解決するために必要な事項として維持
３　基本方針の性格 今後の道政における人権施策の基本的な考え方を示し、人権施策の効果的かつ効率的な実現を図るとともに、様々な主体の参画と協働の下に、人権施策の推進を図るためのもの。 また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第５条に基づき、本道の今後の人権施策の基本的な方向を明らかにし、地方公共団体の責務を表すものであるとともに、ＳＤＧｓの趣旨に対応するもの。今後、基本方針の趣旨を市町村に周知し、各種施策の取組を期待	**３　基本方針の性格** 今後の道政における人権施策の基本的な考え方を示し、人権施策の効果的かつ効率的な実現を図るとともに、様々な主体の参画と協働の下に、人権施策の推進を図るためのもの。 また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第５条に基づき、本道の今後の人権施策の基本的な方向を明らかにし、地方公共団体の責務を表すものであるとともに、ＳＤＧｓの趣旨に対応するもの。今後、基本方針の趣旨を市町村に周知し、各種施策の取組を期待	・道において基本的な変更がないことから維持
第２章　分野別施策の推進 ・　道が重点的に取り組むべき 12 分野の人権課題における施策の展開方向などを記載 **１　女性**	**第２章　分野別施策の推進** ・追記 **１　女性**	・人権課題を 12 分野にグループ化して推進する方法は維持 ・分野別施策の説

資料３

新（第３次　骨子案）	旧（第２次）	修正理由等
		明を追記
（１）男女平等参画の広報・啓発活動の充実 ・　「働き方改革」推進などの男女平等参画の理念等に関するわかりやすい広報・啓発 **（２）男女平等の視点に立った教育・啓発の推進** ・　固定的な性別役割分担意識にとらわれない個の尊重と男女平等意識の醸成 ・　児童生徒の発達段階に応じた個人の尊厳と男女平等に関する教育 ・　社会教育関係者に対する研修等による人権尊重意識の高揚 **（３）男女が共に活躍できる環境づくり** ・　女性の活躍を推進する官民連携ネットワークの構築による気運の醸成 ・　地方自治体の政策や企業等の経営における方針決定の場への女性参画 ・　長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進など「働き方改革」の推進 ・　ワーク・ライフ・バランスのための職場環境の整備、地域における育児等の支援体制の充実 **（４）男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶** ・　性犯罪・性暴力やDV等の被害の防止や被害者支援、相談体制の充実	**（１）男女平等参画の広報・啓発活動の充実** ・　「働き方改革」推進などの男女平等参画の理念等に関するわかりやすい広報・啓発 **（２）男女平等の視点に立った教育・啓発の推進** ・　固定的な性別役割分担意識にとらわれない個の尊重と男女平等意識の醸成 ・　児童生徒の発達段階に応じた個人の尊厳と男女平等に関する教育 ・　社会教育関係者に対する研修等による人権尊重意識の高揚 **（３）男女が共に活躍できる環境づくり** ・　女性の活躍を応援する官民連携ネットワークの構築による気運の醸成 ・　地方自治体の政策や企業等の経営における方針決定の場への女性参画 ・　長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進など「働き方改革」の推進 ・　ワーク・ライフ・バランスのための職場環境の整備、地域における育児等の支援体制の充実 **（４）男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶** ・　ＤＶ等の被害の防止や被害者支援、相談体制の充実	・文言整理 ・文言整理
２　こども	２　子ども	・こども基本法や北海道こども計画等と整合を図るため修正
（１）子育てしやすい環境づくりの推進 ・　不安や悩み等に対する相談指導等を行う地域子育て支援拠点の活用を広めるための周知 ・　地域の子育て支援活動の展開などによる子育てしやすい環境づくり	**（１）子育てしやすい環境づくりの推進** ・　不安や悩み等に対する相談指導等を行う地域子育て支援拠点の活用を広めるための周知 ・　地域の子育て支援活動の展開などによる子育てしやすい環境づくり	

資料３

新（第３次　骨子案）	旧（第２次）	修正理由等
・　子育てと仕事を両立しやすい雇用環境の整備など子育ての負担軽減に向けた取組	・　子育てと仕事を両立しやすい雇用環境の整備など子育ての負担軽減に向けた取組	
（２）こどもの権利を尊重する教育や啓発の推進	**（２）子どもの権利を尊重する教育や啓発の推進**	・同上
・　人権教育を推進するための研修の実施など、人権に配慮し個性を尊重する教育の充実	・　人権教育を推進するための研修の実施など、人権に配慮し個性を尊重する教育の充実	
・　いじめや不登校の防止や早期発見、学校における相談体制の充実などの体制強化	・　いじめや不登校の防止や早期発見、学校における相談体制の充実などの体制強化	
・　児童生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する主体的な活動	・　児童生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する主体的な活動	
（３）児童虐待防止対策の充実	**（３）児童虐待防止対策の充実**	
・　児童に対する相談窓口等の周知、一般道民等への啓発活動や市町村ネットワークの構築	・　児童に対する相談窓口等の周知、一般道民等への啓発活動や市町村ネットワークの構築	
・　要保護児童対策地域協議会への参画、関係者向けの研修など地域における見守り等の充実	・　要保護児童対策地域協議会への参画、関係者向けの研修など地域における見守り等の充実	
・　児童福祉に精通した人材の確保・育成など児童相談所の機能強化	・　児童福祉に精通した人材の確保・育成など児童相談所の機能強化	
（４）健全育成のための環境づくりの推進	**（４）健全育成のための環境づくりの推進**	
・　有害な社会環境の浄化を図る啓発活動やこどもの非行防止・立ち直りの支援体制の　整備	・　有害な社会環境の浄化を図る啓発活動や子どもの非行防止・立ち直りの支援体制の整備	・こども基本法や北海道こども計画等と整合を図るため修正
・　情報化社会進展に伴う各種情報の誤った活用によるトラブルを未然に防止するための情報モラル教育	・情報化社会進展に伴う各種情報の誤った活用によるトラブルを未然に防止するための情報モラル教育	
（５）こどもの犯罪被害防止	**（５）子どもの犯罪被害防止**	・同上
・　「子どもの安全を見守る運動」の推進など地域社会全体でのこどもの安全・安心の確保	・　「子どもの安全を見守る運動」の推進など地域社会全体での子どもの安全・安心の確保	・既存の運動名は、「子ども」の表記のままとする。
・　児童買春や児童ポルノ等の犯罪を未然に防止するための教育、啓発	・　児童買春や児童ポルノ等の犯罪を未然に防止するための教育、啓発	
（６）社会的養育を必要とするこどもへの支援の拡充	**（６）社会的養育を必要とする子どもへの支援の拡充**	・同上
・　児童養護施設等における意見聴取等の機会の確保による、児童相談所が対応したこどもの権利の擁護	・　児童養護施設等における意見聴取等の機会の確保による、児童相談所が対応した子どもの権利の擁護	・同上
（７）こどもの貧困対策	**（７）子どもの貧困対策**	・同上
・　「相談支援」を充実し、関係機関の共通認識の下、こ	・　「相談支援」、「教育の支援」の取組など総合的な子ど	

資料３

新（第３次　骨子案）	旧（第２次）	修正理由等
どもの視点に立った教育、生活の安定等の支援 ・　ひとり親家庭等の自立に向けた生活面や就労面などの総合的な支援の充実	もの貧困対策 ・　ひとり親世帯の自立を促進するための就労支援や相談体制の充実	・文言整理
３　高齢者	**３　高齢者**	
（１）高齢者の人権を尊重する啓発、相談体制の充実 ・　高齢者が敬愛され、生涯現役で生きがいを持って生活できる長寿社会の啓発 ・　高齢者に対する尊敬、感謝の心を育む教育・啓発、介護・福祉体験や高齢者との交流 ・　介護サービスに関する苦情などを身近な地域において相談できる体制の充実 **（２）高齢者の権利擁護** ・　高齢者の尊厳についての理解促進、相談機能の強化などを通じた高齢者虐待の防止 ・　認知症高齢者の自立支援、成年後見制度の活用促進など高齢者の権利擁護 ・　悪質商法や特殊詐欺に関する情報提供や相談対応などによる消費者被害等の防止 **（３）アクティブシニアの活躍支援** ・　就業支援や再就職に向けた職業能力の開発などによる高齢者雇用に係る機運の醸成 ・　生涯学習や文化・スポーツ活動の推進、バリアフリーの推進を通じた社会参加の促進 **（４）高齢者の生活支援サービスの充実** ・　高齢者が地域で自立した生活をしていくための在宅医療の充実、介護との連携強化 ・　高齢者の自立支援と重度化防止に向けた個別支援やサービス提供体制の整備	**（１）高齢者の人権を尊重する啓発、相談体制の充実** ・　高齢者が敬愛され、生涯現役で生きがいを持って生活できる長寿社会の啓発 ・　高齢者に対する尊敬、感謝の心を育む教育・啓発、介護・福祉体験や高齢者との交流 ・　介護サービスに関する苦情などを身近な地域において相談できる体制の充実 **（２）高齢者の権利擁護** ・　高齢者の尊厳についての理解促進、相談機能の強化などを通じた高齢者虐待の防止 ・　認知症高齢者の自立支援、成年後見制度の活用促進など高齢者の権利擁護 ・　悪質商法や特殊詐欺に関する情報提供や相談対応などによる消費者被害等の防止 **（３）アクティブシニアの活躍支援** ・　就業支援や再就職に向けた職業能力の開発などによる高齢者雇用に係る機運の醸成 ・　生涯学習や文化・スポーツ活動の推進、バリアフリーの推進を通じた社会参加の促進 **（４）高齢者の生活支援サービスの充実** ・　高齢者が地域で自立した生活をしていくための在宅医療の充実、介護との連携強化 ・　高齢者の自立支援と重度化防止に向けた個別支援やサービス提供体制の整備	

資料３

新（第３次　骨子案）	旧（第２次）	修正理由等
・　虐待や孤立死など、複雑化・深刻化する地域福祉の諸課題への分野横断的な対応	・　虐待や孤立死など、複雑化・深刻化する地域福祉の諸課題への分野横断的な対応	
（５）介護サービスの充実	**（５）介護サービスの充実**	
・　在宅生活を支える介護サービス提供の基盤づくり、人材の確保や現場の業務改善	・　在宅生活を支える介護サービス提供の基盤づくり、人材の確保や現場の業務改善	
・　ケアマネジャーに対する支援、職員研修の実施などによる介護サービスの質の確保・向上	・　ケアマネジャーに対する支援、職員研修の実施などによる介護サービスの質の確保・向上	
（６）認知症高齢者施策の推進	**（６）認知症高齢者施策の推進**	
・　早期発見等の医療対策や正しい知識の普及、認知症ケアの質の向上など本人・家族への支援体制の構築	・　早期発見等の医療対策や正しい知識の普及、認知症ケアの質の向上など本人・家族への支援体制の構築	
（７）ケアラー支援の推進	**（７）追記**	・北海道ケアラー支援推進計画に関する記載を追記
・　ケアラーの年齢や立場、家庭環境などに応じた適切な支援		
４　障がいのある人	**４　障がいのある人**	
（１）差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	**（１）差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止**	
・　差別的取扱い禁止や合理的配慮の提供などに関する普及啓発	・　差別的取扱い禁止や合理的配慮の提供などに関する普及啓発	
・　虐待の予防や擁護者に対する支援、相談体制の充実、成年後見制度の活用促進などによる権利の擁護	・　虐待の予防や擁護者に対する支援、相談体制の充実などによる権利の擁護	・「３　高齢者」（２）の二つ目の記載に合わせ、文言整理
・　（削除）	・　成年後見制度の利用促進に向けた市町村に対する支援	
（２）ノーマライゼーション理念の普及と教育・交流機会の拡大	**（２）ノーマライゼーション理念の普及と教育・交流機会の拡大**	
・　障がいのある人の活動機会の増加、意思疎通手段の確保などの環境整備	・　障がいのある人の活動機会の増加、意思疎通手段の確保などの環境整備	
・　障がいのあるこどもとないこどもが共に育つ環境の整備や福祉に関する学習機会の充実	・　障がいのある子どもとない子どもが共に育つ環境の整備や福祉に関する学習機会の充実	・こども基本法や北海道こども計画等と整合を図るため修正
（３）雇用・就業対策の推進	**（３）雇用・就業対策の推進**	
・　障がいのある人の意欲や特性に応じた就労機会の拡大	・　障がいのある人の意欲や特性に応じた就労機会の拡大	

資料３

新（第３次　骨子案）	旧（第２次）	修正理由等
や職場定着の促進 **（４）生活支援の推進** ・　身近な地域で日常生活を営む体制の整備、障がい福祉・医療を支える人材の養成・確保 ・　保健サービス等の提供体制の充実、障がいの原因となる疾病予防など ・　精神障がいのある人の地域生活への移行と定着の促進 ・　難病の特性に応じた福祉サービスの提供などによる精神的負担の軽減 **（５）特別支援教育の充実** ・　特別な支援を必要とするこどもの教育ニーズに応じた指導や支援の充実 **（６）福祉のまちづくりの推進** ・　公共的施設等のバリアフリー化や「心のバリアフリー」の推進による福祉環境の整備 **（７）ケアラー支援の推進** ・　ケアラーの年齢や立場、家庭環境などに応じた適切な支援	や職場定着の促進 **（４）生活支援の推進** ・　身近な地域で日常生活を営む体制の整備、障がい福祉・医療を支える人材の養成・確保 ・　保健サービス等の提供体制の充実、障がいの原因となる疾病予防など ・　精神障がいのある人の地域生活への移行と定着の促進 ・　難病の特性に応じた福祉サービスの提供などによる精神的負担の軽減 **（５）特別支援教育の充実** ・　特別な支援を必要とする子どもの教育ニーズに応じた指導や支援の充実 **（６）福祉のまちづくりの推進** ・　公共的施設等のバリアフリー化や「心のバリアフリー」の推進による福祉環境の整備 **（７）追記**	・同上 ・北海道ケアラー支援推進計画に関する記載を追記
５　アイヌの人たち **（１）アイヌ文化の振興とアイヌの人たちに対する理解の促進** ・　国と連携したアイヌ文化の伝承者等の養成促進やウポポイ等の活用によるアイヌの伝統文化の保存、振興 ・　こどもたちが歴史・文化等を正しく理解するための教員等への研修、実践事例の提供 ・　市町村教育委員会が作成する小学校向け副読本の内容の充実に向けた支援 **（２）アイヌの人たちの生活の安定と産業の振興**	**５　アイヌの人たち** **（１）アイヌ文化の振興とアイヌの人たちに対する理解の促進** ・　国と連携したアイヌ文化の伝承者等の養成促進やウポポイ等の活用によるアイヌの伝統文化の保存、振興 ・　子どもたちが歴史・文化等を正しく理解するための教員等への研修、実践事例の提供 ・　市町村教育委員会が作成する小学校向け副読本の内容の充実に向けた支援 **（２）アイヌの人たちの生活の安定と産業の振興**	・こども基本法や北海道こども計画等と整合を図るため修正

資料３

新（第３次　骨子案）	旧（第２次）	修正理由等
・　アイヌの人たちの自主的な活動の促進と社会的、経済的な地位の向上 ・　アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会の実現 **６　外国人** **（１）国際理解の促進と共生意識の醸成** ・　国際社会に対する認識を深め、異なる価値観を理解し、人権を守り尊重する啓発 ・　ヘイトスピーチは許されないという認識を広める啓発 **（２）学校における国際理解教育や多文化教育の推進** ・　異なる文化や外国人との触れ合いを深める体験交流機会の拡充 ・　海外の高校生等との意見交換など異なる文化の理解を深める機会の充実 ・　留学経験者による体験講話や留学相談など高校生の海外留学の支援 ・　海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒への適切な指導のための取組の支援 ・　グローバル化に対応した人材育成の推進に向けた教員の英語力・指導力の向上 **（３）外国人が住みやすい地域づくり** ・　情報の提供、相談体制の強化、日本語学習機会の拡充など生活環境の充実 ・　住民との交流機会の拡大、各種行政施策への外国人の意見・ニーズの反映 **（４）外国人が働きやすい就業環境づくり** ・　労働条件や就業環境の適正化に向けた事業者に対する周知・啓発、人材確保の取組支援	・　アイヌの人たちの自主的な活動の促進と社会的、経済的な地位の向上 ・　アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会の実現 **６　外国人** **（１）国際理解の促進と共生意識の醸成** ・　国際社会に対する認識を深め、異なる価値観を理解し、人権を守り尊重する啓発 ・　ヘイトスピーチは許されないという認識を広める啓発 **（２）学校における国際理解教育や多文化教育の推進** ・　異なる文化や外国人との触れ合いを深める体験交流機会の拡充 ・　海外の高校生等との意見交換など異なる文化の理解を深める機会の充実 ・　留学経験者による体験講話や留学相談など高校生の海外留学の支援 ・　海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒への適切な指導のための取組の支援 ・　追記 **（３）外国人が住みやすい地域づくり** ・　情報の提供、相談体制の強化、日本語学習機会の拡充など生活環境の充実 ・　住民との交流機会の拡大、各種行政施策への外国人の意見・ニーズの反映 **（４）外国人が働きやすい就業環境づくり** ・　労働条件や就業環境の適正化に向けた事業者に対する周知・啓発、人材確保の取組支援	・現状の取組に関する記載を追記

資料３

新（第３次　骨子案）	旧（第２次）	修正理由等
７　ＨＩＶ・ハンセン病等の感染者等	**７　ＨＩＶ・ハンセン病等の感染者等**	
（１）教育・啓発活動の推進 ・　ＨＩＶ感染者やハンセン病患者等への差別や偏見を解消するための啓発 ・　ＨＩＶ感染症に関する互いの健康や権利の尊重など総合的な視点からの啓発 　・　新型コロナウイルス感染症等のその他の感染症に関する正しい情報に基づく冷静な思いやりのある行動の啓発 **（２）患者等の人権に配慮した相談体制等の整備** ・　患者等のプライバシーの保護を図るための研修や医療機関に対する適切な指導 ・　身近な保健所等におけるＨＩＶ感染の匿名検査や相談対応、利用しやすい体制の整備 **（３）自立・社会参加への支援** ・　ＨＩＶ感染者／エイズ患者が安心して医療を受けられる体制整備や心理的支援 ・　ハンセン病療養所の入所者やその家族が安心して生活できるよう支援	**（１）教育・啓発活動の推進** ・　ＨＩＶ感染者やハンセン病患者等への差別や偏見を解消するための啓発 ・　ＨＩＶ感染症に関する互いの健康や権利の尊重など総合的な視点からの啓発 　・　新型コロナウイルス感染症等のその他の感染症に関する正しい情報に基づく冷静な思いやりのある行動の啓発 **（２）患者等の人権に配慮した相談体制等の整備** ・　患者等のプライバシーの保護を図るための研修や医療機関に対する適切な指導 ・　身近な保健所等におけるＨＩＶ感染の匿名検査や相談対応、利用しやすい体制の整備 **（３）自立・社会参加への支援** ・　ＨＩＶ感染者／エイズ患者が安心して医療を受けられる体制整備や心理的支援 ・　ハンセン病療養所の入所者やその家族が安心して生活できるよう支援	
８　犯罪被害者等	**８　犯罪被害者等**	
（１）犯罪被害者等への支援の推進 ・　損害賠償請求制度や各種経済的支援制度の周知、生活支援策に係る情報提供 ・　精神的・身体的被害に対する保健・医療・福祉サービスの充実 **（２）相談・支援体制の充実** ・　犯罪被害者等支援のための相談機能の向上、支援に関する各種情報の周知	**（１）犯罪被害者等への支援の推進** ・　損害賠償請求制度や各種経済的支援制度の周知、生活支援策に係る情報提供 ・　精神的・身体的被害に対する保健・医療・福祉サービスの充実 **（２）相談・支援体制の充実** ・　犯罪被害者等支援のための相談機能の向上、支援に関する各種情報の周知	

資料３

新（第３次　骨子案）	旧（第２次）	修正理由等
・　犯罪被害者等のニーズに応じた支援が一元的に提供されるワンストップサービスの体制整備 **（３）教育・啓発活動の推進** ・　犯罪被害者等への配慮の重要性やいのちの大切さなどの啓発の充実 ・　中高生を対象とした講演会の開催など、犯罪被害者等への配慮や協力意識のかん養	・　性犯罪・性暴力被害者の相談から医療面のケアまでをワンストップで支援する体制の整備 **（３）教育・啓発活動の推進** ・　犯罪被害者等への配慮の重要性やいのちの大切さなどの啓発の充実 ・　中高生を対象とした講演会の開催など、犯罪被害者等への配慮や協力意識のかん養	・性犯罪・性暴力被害者以外も対象となるため文言整理
９　犯罪をした人等及びその家族 **（１）犯罪をした人等及びその家族の社会復帰に向けた支援の促進** ・　犯罪をした人等及びその家族の就労や住居の確保、円滑な保健医療サービスの利用などの支援 **（２）広報・啓発活動の推進** ・　再犯防止施策、民間協力者による再犯防止活動等の認知を高める啓発	**９　犯罪をした人等（修正）** **（１）犯罪をした人等（修正）の社会復帰に向けた支援の促進** ・　犯罪をした人等（修正）の就労や住居の確保、円滑な保健医療サービスの利用などの支援 **（２）広報・啓発活動の推進** ・　再犯防止施策、民間協力者による再犯防止活動等の認知を高める啓発	・家族にも人権侵害が存在している旨、明らかにするため修正 ・同上
10　性的マイノリティ **（１）性の多様性に関する理解の促進** ・　地域社会や職場における人権教育・啓発、当事者が暮らしやすい環境づくりの促進 **（２）教育現場における取組の推進** ・　配慮が必要な児童生徒に対する適切な対応・支援のための教職員向け研修等の充実 ・　児童生徒への人権教育の推進、当該児童生徒が安心して学校生活を送るための支援の充実 ・　男女平等参画の推進や教育の場における個人の性的指向、性自認の多様性への適切な配慮 **（３）情報提供等の充実**	**10　性的マイノリティ** **（１）性の多様性に関する理解の促進** ・　地域社会や職場における人権教育・啓発、当事者が暮らしやすい環境づくりの促進 **（２）教育現場における取組の推進** ・　配慮が必要な児童生徒に対する適切な対応・支援のための教職員向け研修等の充実 ・　児童生徒への人権教育の推進、当該児童生徒が安心して学校生活を送るための支援の充実 ・　男女平等参画の推進や教育の場における個人の性的指向、性自認の多様性への適切な配慮 **（３）情報提供等の充実**	

資料３

新（第３次　骨子案）	旧（第２次）	修正理由等
・　相談窓口などのわかりやすい情報発信、市町村に対する道外自治体の施策等の情報提供	・　相談窓口などのわかりやすい情報発信、市町村に対する道外自治体の施策等の情報提供	
11　インターネットによる人権侵害	**11　インターネットによる人権侵害**	
（１）人権意識を持ったインターネット利用の啓発活動の推進	**（１）人権意識を持ったインターネット利用の啓発活動の推進**	
・　ルールやマナーを守り、人権を侵害する情報をインターネット上に掲載しないよう啓発	・　ルールやマナーを守り、人権を侵害する情報をインターネット上に掲載しないよう啓発	
（２）情報モラルに関する教育の充実	**（２）情報モラルに関する教育の充実**	
・　児童生徒に対する情報モラル教育の充実、保護者への啓発	・　児童生徒に対する情報モラル教育の充実、保護者への啓発	
・　ネット上のいじめなどから児童生徒を守るための指導や体制の整備	・　ネット上のいじめなどから児童生徒を守るための指導や体制の整備	
・　情報の収集・発信における責任や個人情報の取扱いなどについての教職員研修の充実	・　情報の収集・発信における責任や個人情報の取扱いなどについての教職員研修の充実	
（３）安全安心なインターネット利用の促進	**（３）安全安心なインターネット利用の促進**	
・　ネット上の人権侵害やトラブルから児童生徒を守る取組の推進	・　ネット上の人権侵害やトラブルから児童生徒を守る取組の推進	
・　家庭内でのインターネット利用のルールづくりを行う重要性の啓発	・　家庭内でのインターネット利用のルールづくりを行う重要性の啓発	
・　相談窓口などの情報発信、人権を侵害する書き込みなどの相談があった場合の適切な対応	・　相談窓口などの情報発信、人権を侵害する書き込みなどの相談があった場合の適切な対応	
12　様々な人権課題	**12　その他**	・様々な人権課題があることを明確にするため、修正
（１）同和問題	**（１）同和問題**	
（２）北朝鮮による拉致問題	**（２）北朝鮮による拉致問題**	
（３）災害に伴う人権問題	**（３）災害に伴う人権問題**	
（４）ホームレス	**（４）ホームレス**	
（５）知る権利とプライバシーの保護	**（５）知る権利とプライバシーの保護**	

資料３

新（第３次　骨子案）	旧（第２次）	修正理由等
（６）良好で快適な環境の恵みの享受	**（６）良好で快適な環境の恵みの享受**	
第３章　人権施策の総合的・効果的な推進	**第３章　人権施策の総合的・効果的な推進**	・道において人権施策を推進する上で必要な事項として維持
１　あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	**１　あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進**	
（１）家庭 ・　家庭の構成員が人権教育を容易に受けることができる環境づくり ・　子育てや家事、介護等について、男女が共に協力して当たる意識づくり ・　ひとり親世帯が抱える悩みに寄り添う相談体制の充実	**（１）家庭** ・　家庭の構成員が人権教育を容易に受けることができる環境づくり ・　子育てや家事、介護等について、男女が共に協力して当たる意識づくり ・　ひとり親世帯が抱える悩みに寄り添う相談体制の充実	
（２）学校 ・　「考え、議論する道徳」の充実、幼少期の段階からの様々な体験学習の機会の充実 ・　コミュニティスクールの導入や地域の特色を生かしたこどもの活動拠点づくり ・　いじめの未然防止と早期発見・早期対応、児童生徒の情報モラルの向上 ・　教職員の資質や指導力の向上を図る研修の推進や自己研鑽への支援	**（２）学校** ・　「考え、議論する道徳」の充実、幼少期の段階からの様々な体験学習の機会の充実 ・　コミュニティスクールの導入や地域の特色を生かした子どもの活動拠点づくり ・　いじめの未然防止と早期発見・早期対応、児童生徒の情報モラルの向上 ・　教職員の資質や指導力の向上を図る研修の推進や自己研鑽への支援	・こども基本法や北海道こども計画等と整合を図るため修正
（３）地域社会 ・　人権教育指導者の人権教育への意欲、指導技術の向上 ・　地域活動のあらゆる場を活用した生涯学習の観点からの各世代に応じた人権教育・啓発	**（３）地域社会** ・　人権教育指導者の人権教育への意欲、指導技術の向上 ・　地域活動のあらゆる場を活用した生涯学習の観点からの各世代に応じた人権教育・啓発	
（４）企業等 ・　企業における自主的、計画的な人権教育・啓発に対する支援 ・　事業主として取り組むべき措置の周知やハラスメントに関する啓発など労働環境の向上	**（４）企業等** ・　企業における自主的、計画的な人権教育・啓発に対する支援 ・　事業主として取り組むべき措置の周知やハラスメントに関する啓発など労働環境の向上	
（５）特定職業従事者に対する取組	**（５）特定職業従事者に対する取組**	

資料３

新（第３次　骨子案）	旧（第２次）	修正理由等
・　人権に関わりの深い職業に従事する行政職員や教職員・社会教育関係職員、警察職員、消防職員、医療・保健・福祉関係者、マスメディアに対する人権教育・啓発の充実	・　人権に関わりの深い職業に従事する行政職員や教職員・社会教育関係職員、警察職員、消防職員、医療・保健・福祉関係者、マスメディアに対する人権教育・啓発の充実	
２　効果的な人権教育・啓発の推進	**２　効果的な人権教育・啓発の推進**	
（１）効果的な啓発手法の開発	**（１）効果的な啓発手法の開発**	
・　年齢層に沿ったテーマや教材の活用、知識にとどまらない実践的な手法の研究・開発	・　年齢層に沿ったテーマや教材の活用、知識にとどまらない実践的な手法の研究・開発	
・　オンラインによる講演会の開催など、より参加しやすい啓発活動	・　オンラインによる講演会の開催など、より参加しやすい啓発活動	
（２）人材の育成と活用	**（２）人材の育成と活用**	
・　人権擁護委員や市町村等との連携による人権教育・啓発の担い手の育成など	・　人権擁護委員や市町村等との連携による人権教育・啓発の担い手の育成など	
（３）情報提供の充実強化	**（３）情報提供の充実強化**	
・　ＳＮＳ等の活用、民間企業との連携など、受け手の意識や感性に訴える啓発	・　ＳＮＳ等の活用、民間企業との連携など、受け手の意識や感性に訴える啓発	
・　マスメディアの有効活用	・　マスメディアの有効活用	
（４）相談・支援体制の充実	**（４）相談・支援体制の充実**	
・　相談窓口の情報提供など活動内容の周知	・　相談窓口の情報提供など活動内容の周知	
・　相談機関相互の連携強化による相談窓口の活用と関係職員や相談員の資質向上	・　相談機関相互の連携強化による相談窓口の活用と関係職員や相談員の資質向上	
・　ＳＮＳを活用した対応など相談しやすい環境づくりや効果的な支援体制の充実	・　ＳＮＳを活用した対応など相談しやすい環境づくりや効果的な支援体制の充実	
・　様々な人権問題に関する効果的な情報収集・提供、啓発のあり方の検討	・　様々な人権問題に関する効果的な情報収集・提供、啓発のあり方の検討	
３　推進体制の整備	**３　推進体制の整備**	
（１）道の推進体制	**（１）道の推進体制**	

資料３

新（第３次　骨子案）	旧（第２次）	修正理由等
・　知事を本部長とする「北海道人権施策推進本部」による総合的で効果的な人権施策の推進 **（２）国、市町村、民間団体等との連携** ・　国、市町村、民間団体等との協力・連携による人権に配慮した取組の積極的な展開 ・　人権問題の解決を目指す民間団体との情報交換などを通じた人権啓発活動の効果的な推進 **（３）基本方針・施策の点検と見直し** ・　人権施策について推進状況の定期的な点検 ・　基本方針について５年を目安に必要な見直し	・　知事を本部長とする「北海道人権施策推進本部」による総合的で効果的な人権施策の推進 **（２）国、市町村、民間団体等との連携** ・　国、市町村、民間団体等との協力・連携による人権に配慮した取組の積極的な展開 ・　人権問題の解決を目指す民間団体との情報交換などを通じた人権啓発活動の効果的な推進 **（３）基本方針・施策の点検と見直し** ・　人権施策について推進状況の定期的な点検 ・　基本方針について５年を目安に必要な見直し	